実務経営ニュ



企業のニーズに登記で応える 企業支援に強い司法書士法人青沼総合事務所 田中通之

企業のニーズに登記で応える 企業支援に強い司法書士法人青沼総合事務所

3





代表パートナー(司法書士・土地家屋調査士)青沼光泰氏司法書士法人・土地家屋調査士法人 青沼総合事務所 パートナー司法書士(田中通之氏

パートナー司法書士・土屋武大氏



司法書士法人・土地家屋調査士法人青沼総合事務所代表パ ートナー。司法書士。土地家屋調査士。1975 年山梨県生ま れ。大学在学中、宅地建物取引主任者(現・宅地建物取引 士)、測量士補の資格を取得。大学卒業後、土地家屋調査士、 司法書士、簡裁訴訟代理等関係業務認定、土地家屋調査士民 間紛争解決手続代理能力認定の各資格を取得。実務経験とし ては、都内土地家屋調査士事務所での1年の実務経験の後、 星野ふみひと司法書士事務所にて商業登記、M&A 手続きを 中心に約2年の実務経験を積み、清水直法律事務所へ入所。 パラリーガル兼インハウス司法書士として企業法務、企業再 建に関わる案件を中心とした登記・法務手続業務に従事。同 事務所での約6年の勤務を経て、2011年、中央区に青沼光 泰司法書士事務所を開設。2015年、法人化し司法書士法人 青沼総合事務所に改称。2021年、土地家屋調査士法人青沼 総合事務所を併設。現在に至る。

年勤め、 務所に約2年、弁護士事務所に約6 合格しました。合格後は司法書士事 28歳になる2003年に司法書士に て独立しました。 ください。 -として参画した経緯をお聞かせ 田中先生、土屋先生がパー 2011年に司法書士とし

2人には独立後に私から声を

かけました。もともと私たち3人は、

に合格しました。さらに勉強を続け 都内の星野ふみひと司法書士事務所 (現・星野リーガル・ファーム) に

に働けるようになりました。 めに通学していた予備校で商業登記 星野先生は、私が司法書士試験のた 続きに力を入れていて、 勤めていた仲間です。その事務所 バラバラですが、 の講師をされていた先生でもありま 商業登記やM&A関連の登記手 事務所を去った時期は3人とも 縁あって再び一緒 所長である 2 人 に

> は、事務所のパー います して参画してもらっています。 続いて田中先生のご経歴を伺 ナー司法書士と

田中 格を調べたところ、 事務所に7年ほど勤めてから青沼の 目指した理由は、大学時代に法律系 事務所に合流しました。司法書士を 験に合格して、その後、 の資格を取ろうと決めて図書館で資 私は2005年に司法書士試 一番面白そうだ 星野先生の

す。

りがいを感じています。

たのでしょうか。 ったからです なぜ青沼総合事務所に入られ

田中 事ができるため、学ぶことは多い 事務所の代表の指示のもとで仕事を からです。 していました。今は自分の判断で仕 してみたいと考えていた時期だった 私へのご依頼も増えてきて、 ちょうど自分ひとりで仕事を 青沼の事務所に入る前は で



提供する青沼総合事務所 良質な法的サービスを 経験豊かな司法書士が

す。

表パートナーである青沼先生、そし 本日は、青沼総合事務所の代 トナー司法書士である田中先

> 生と土屋先生にお話を伺います。 まず、 青沼先生のご経歴を伺いま

青沼 に就職し、 任者と測量士補の資格を取得しま た。卒業後は、土地家屋調査士法人 めで、大学在学中に宅地建物取引主 不動産業を営んでいた父の勧 1年後に土地家屋調査士

沼光泰氏(写真中)が開業した個人事務所を法人化した事務所であ 税理士との提携事例についてお話を伺った。 の手続きを税理士と連携して税務と法務の両面からクライアントを 極的に行っており、 業や他士業からの信頼を獲得している。また、 その悩みを解決する手続きやスキー 名の司法書士と1名の土地家屋調査士有資格者が所属している。 大氏(同左)がパー 司法書士法人青沼総合事務所(東京都中央区)は、 業法務に関する登記手続きを中心に、 さらなる拡大を図っている。今回の取材では、 トナー司法書士である田中氏と土屋氏に、事務所の強みや 代表である青沼氏のほかに、 現在、事業承継やM&A、組織再編、相続など トナー司法書士として在籍し、このほかにも4 ムを提案することで、顧問先企 企業が抱える問題に向き合い 田中通之氏 (写真 市川法子) 税理士との連携も積 201 (同右)、土屋武 代表の青沼 1年に青 企

月刊実務経営ニュース 2024.01 月刊実務経営ニュース 2024.01



た なかみちゅき 田中通之先生のプロフィール

青沼総合事務所パートナー司法書士。1981年東京都生ま れ。2005年、司法書士試験合格。星野ふみひと司法書士事 務所 (現・星野リーガル・ファーム) 入所。2006年、簡裁 訴訟代理等関係業務認定考查合格。2008年、司法書士登録 2012年、青沼光泰司法書士事務所入所。2015年、青沼光 泰司法書士事務所を法人化し、司法書士法人青沼総合事務所 に改称。パートナー司法書士に就任。

るのではないかと前々から考えて ルのほうがよいサービスを提供でき 関係で協力する、そういったスタイ

になったのは、何かきっかけがあっ 形で入ってもらったのです。 土屋に声をかけ、 たのでしょうか。 そのようなお考えを持つよう トナ ーという の仕事ぶりをよく知っている田中と

護士は一人ひとりが自分の考えを持

って自立して仕事をします。お互い

そこで、

かつての仲間であり、そ

青沼 書士として勤務していました。法律 私はパラリーガル兼インハウス司法 士が所属する法律事務所で働いたこ 事務所の場合、 とがきっかけです。その事務所では、 独立する前に10名ほどの弁護 である弁

のです。 になったのですね。 法書士としての組織づくりのヒント きではないかと考えるようになった それを見て、司法書士もこうあるべ できるため、 ムワークが発揮されていました。 弁護士事務所でのご経験が司 結果的に組織としてチ

青沼 は千差万別です。 お客様に対する理解度や接し方 そうですね。同じ司法書士で 私たち3人におい

青沼

今は私たち3人のみです。

法書士は何名ですか。

現在、

トナーとしての司

組織として強くなると考えています

務所内には私たちのほかにも司法書

士や土地家屋調査士が在籍していま

個々の力を最大限に発揮することが

プレーです。 に同格であり、

しかし、先生方が持つ 基本的にはスタンド

ŧ

ても、 性を活かせるよういろいろな司法書 客様にサービスを提供したほうが、 士が集まって、それぞれが得意なお 意なお客様には違いがあります。個 支持してくださるお客様、

統合することにしました。 ことを考えていたタイミングで青沼 務所を経営していました。 が声をかけてくれたので、 す。独立から10年近く経ち、将来の などで仕事が難しくなるときが来ま 理由は何だったのでしょうか。 人体制のままでは、 独立後は完全な一人体制で事 青沼総合事務所と統合された いずれは体力面 しかし一 事務所を 土屋

2年ほど勤めて、その後は別の事務 2003年から星野先生の事務所に 代に合格しました。卒業と同時に きそうな司法書士を目指し、大学時

教え子もいます。 籍していますが、そのなかには私の ち3人のほかに4名の司法書士が在 いします。「パートナー」としてお

2人を迎え入れたのはなぜでしょう それでは再び青沼先生にお伺

年に青沼の事務所と私の事務所を統 後、青沼の誘いを受けて、2017 に個人事務所を開業しました。その 所に移って経験を積み、2008年

> されていたそうですね。 土屋先生は、予備校の講師も

> > か。

土屋

私の場合はもともと独立志向

土屋先生、お願いします。

合しました。

があったので、なるべく早く開業で

土屋

れて、独立後にTACの講師を始め ました。青沼総合事務所には、 恩師である星野先生に勧めら 私た

けて、 青沼 立してお客様の前に立って仕事がで とりの代表によるワントップの体制 事務所に集まって、 きる、力のある司法書士がひとつの 面はもちろんあります。しかし、 申し上げたように、 で運営されています。先ほど田中が くスタイルです。この体制にもよい 代表の指示で仕事を進めてい 多くの司法書士事務所は、 代表が仕事を受 お互いに対等な 独



っちゃ たけひろ 十屋武大先牛のプロフィール

青沼総合事務所パートナー司法書士。1980年東京都生まれ。 2002年、司法書士試験合格。2003年、星野ふみひと司法 書士事務所(現・星野リーガル・ファーム)入所。2005年、 茨城県内の司法書士事務所に入所。司法書士登録。簡裁訴訟 代理等関係業務認定。2007年、都内において共同司法書士 事務所に参画。2008年、土屋司法書士事務所開設。2017 年、司法書士法人青沼総合事務所と統合し、パートナー司法 書士に就任。

月刊実務経営ニュース 2024.01 6 7 月刊実務経営ニュース 2024.01

すので、このまま育ってくれたらい いと思っています。

はなく、われわれは企業などから直

接ご相談を受けて、必要となる法務

づいたことは共有するようにしてい は相談し合い、仕事をするなかで気 で働いてみていかがでしょうか。 感じています。 の5倍以上の力を発揮できていると ますので、互いの経験を共有しなが 青沼 仕事で迷うことがあったとき ら知見を高め合うことができていま 今は3人チームですが、個の力 3人でパ という関係

登記手続きを提案 企業法務に関する

青沼 聞かせください お取り組みや業務の強みについてお われわれの強みは、企業法務 青沼総合事務所での具体的な

業者や銀行などが行う手続きのなか に関する登記手続きを、クライアン 「二次的な仕事」という印象を多く 司法書士の仕事といえば、不動産 に自ら提案できることです。 登記の部分を担当するという

> 青沼 手続きや問題解決のためのスキ もちろん、不動産登記、債権譲渡登 なるあらゆる登記です。 のようなものになるのでしょうか。 をご提案しています。 企業法務に関する登記とはど

記、動産譲渡登記など全てが対象に ところに面白さがあります。 手続きをこちらで考えて提案できる それに柔軟に対応しながら、必要な ではなく、企業のニーズを読み取り、 さい」という状態で依頼されるわけ なります。「○○の登記をしてくだ 事業活動にともなって必要に 商業登記は

ょうか。 をご支援の対象とされているのでし 具体的にはどのようなお客様

生方、 青沼 ルタントの方々です。 士・会計士・弁護士などの士業の先 約を締結している企業のほか、 われわれと企業法務の顧問契 M&A仲介業者や企業コンサ 税理

のようなサービスを提供されていま 士業の先生方に対しては、 ど

の方がお持ちだと思います。そうで

す

クラー 企業の登記手続きをお受けします。 ちらからご提案できる場合もありま 業のニーズに適した登記手続きをこ す。その場合は、登記業務のテク ただ、依頼内容によっては、 いたします。 先生方のクライアントである トとして、先生方にご提案を より企

関する登記業務は、企業の方針や戦 続きそのものは誰がやっても結果は 際の「規制」そのものですから、手 青沼 続きが変わるものなのでしょうか。 業のニーズに応じてご提案される手 続きというイメージがあります。企 登記の手続きは法律で厳格に定めら 略によって異なるアプローチができ 同じになります。ただ、企業法務に 登記記録に実体上の事実を反映する れており、いってみれば決まった手 る場合が結構あるのです。 そうですね。登記手続きは、 そうなのですね。ところで、

事例をお聞かせください。 差し支えなければ、

具体的な

して、社長が黄金株1株を持ち、そ

青沼 例えば、資産管理会社を設立

れ以外をお子さんに保有させるため

がら、 議事項に拒否権を設定することがで できます。 れば、それに歯止めをかけることが を万が一にもお子さんがやろうとす きるため、社長の考えに反する決議 の登記手続きのご依頼があるとしま お子さんたちに株式を持たせな 社長は黄金株により一定の決

選べるのですね。司法書士が企業法 択していることはありそうです。そ ろに感じていますか。 務に関わる意義を、どのようなとこ うした場合は今のアドバイスによっ ないケースにおいても、何となく選 権は社長が100%を保有します。 が得られる財産権は変わらず、議決 きです。この方法でも、お子さんら 決の種類株にする方法から検討すべ れであれば、まずは社長の保有する をコントロールしたいからです。そ 理由は、社長が本当は自らその会社 1株のみを普通株、ほかを全て無議 ただ、そもそも黄金株を設定する 社長のニーズに合った手続きを 確かに、黄金株である必要が

情によって規制が強くなったり緩和 青沼 登記には、その前提法令や実

青沼総合資務等 司法書士が関わるからこそ、

外にも一貫性がないように見えるも されたりしているものがあって、 のがあります。 意

記について規制がなされた法的根拠 分があり、突然シビアになるシーン どが関わってくると、手続きの瑕疵し ができます。 登記を組み込むことにより、 から捉え、スキーム策定の段階から 意義であると考えています。その登 とが、司法書士が企業法務に関わる とって本当に大変なことです。それ ジェクトを進めることは、当事者に ながら、登記手続きをともなうプロ ところです。そうしたリスクを抱え みれば、登記の落とし穴であり怖い があります。専門家以外の方にして によって会社法上「無効」となる部 せん。ところが後に外部の債権者な をノーストレスにして差し上げるこ のために議事録などの書類を提出す ェクトをスムーズに完遂に導くこと いて書類の真偽は基本的に問われま ることがありますが、その時点にお 例えば、法人の身分に関する登記 企業経営に対する理解が深い プロジ

> 関わっている方々の価値観を吸収 組み込んだスキ ながら成長させていただいていると ます。さまざまな立場で企業経営に 書士と話した」という方がいらっ 務担当者のなかにも、「初めて司法 士は業界では少なく、まだまだこれ 企業法務から会社を支援する司法書 青沼 クライアントに育てていただ 務のご支援に取り組まれていますか けですね。どのような想いで企業法 のは初めてだというお声をいただき われわれのような事務所と連携する ゃいますし、士業の先生方からも、 からというところです。顧問先の法 いている、という感覚があります。 ームを提案できるわ し

会計事務所と提携 顧問先企業を支援

た事例があれば、 でに税理士や会計事務所と提携され 先生や職員さんになります。これま 弊誌の読者は、会計事務所の ぜひお聞かせくだ

青沼 まずは、 10億円の増資を検討

登記を

さい。

月刊実務経営ニュース 2024.01 月刊実務経営ニュース 2024.01

10億円の増資であれば、登録免許税 免許税を負担しなければなりません。 には、その0・7%に相当する登録 に計上しなければならず、登記の際 は最低でも3500万円になるとい ることができますが、

十地家屋調查士法人 青沼 め、 います。 断する必要があります。 か

は増資額の半分まで資本準備金にす 生からご相談を受けた事例をご紹介 します。ご存じのとおり、株式会社 している株式会社について税理士先 残りは資本金 青沼 青沼

出資の全額を資本剰余金に振り替え うことです。そこで会社の状況を詳 負担なく出資をすることに成功して は株式会社に戻しており、結果、 ることができます。現在、その会社 と判断しました。合同会社であれば、 では合同会社への組織変更が可能だ しくお伺いしたところ、このケース そのようなことができるので

手続き自体が簡単なものではない 個別のケースにおいて適否を判 可能です。 ただし組織変更の た

事例がありますか。 いと思います。 企業が受けられる恩恵は大き ほかにはどのような

るのでお勧めです。

題があるのでしょうか。 喜びいただけた事例があります。 様が新たに遺言書を作り直すことに らったところ、 なって、そのアドバイスをさせても 過去に遺言があると、何か問 過去に遺言書を作成したお客 税理士の先生からお

付が新しいものが優先されることは 遺言が2通以上ある場合、 日

> ます。 べて、 実際にそれでトラブルになったケー 過去の遺言が生きてしまうのです。 ご存じだと思います。 を入れるようにアドバイスをしてい れていない場合、過去のその部分は 載した内容が新しい遺言書で触れら 分のみとなります。 れるのはあくまで中身が変わった部 スも知っています。新しい遺言を作 るときは、 ただ、優先さ

た事例、 青沼 さまざまな事例があります。

青沼 ありがとうございます。

あればそれを無効にする内容 過去の遺言書の有無を調 過去の遺言で記

それは怖いですね

忘れていたケースに対処した事例な 併や株式交換などを駆使して策定し 化において、その法務上の方針を合 際に行う債権者保護手続きを短縮し 任期のない有限会社において取締役 を辞めさせたいというお悩みを法的 た事例、親会社のホールディングス に解決した事例、資本金を減額する に喜んでいただいた事例としては、 ほかにも税理士の先生方に特 聞けば聞くほど面白いです 自己株式の取得の手続きを それ

から、 ۲, 定款なんですよ」といった話をしま のかによって、定款の設計方針が変 でしょう。どちらに力を持たせたい 業なら役員に力があったほうがよい であれば株主に力があったほうがい 主と役員という、会社の2大権限者 があると思います。私の場合、「株 款がどういうものかを説明すること 5 わってくる、などという話から入る の権力関係を調整しているのが実は あります。その際、会社にとって定 し、外部から出資を受けている企 もし株主が1名で、役員が多数 お客様にわりと喜んでいただけ 会社の定款を作成されることが 先生方は役員の方と話しなが

ŧ, そうです。 いった話をすると、作成する定款に なお話もされているのですね。そう より大きな価値を感じてもらえ 業務を円滑にするコツのよう

税務と法務がタッグを組み 企業の問題解決に取り組む

読者である税理士の先生や会

抱えながら、それ以外の法務に関す 先生方です。 青沼先生の順にお願い 願いします。土屋先生、田中先生、 なるのは、やはり税理士や会計士の 計事務所の皆さんにメッセージをお も含めて大変だと思います。 る問題までカバーすることはリスク また、 中小企業の最初の相談窓口に 企業法務には、例えば、 しかし、 本来の業務を します。 白

ぜひ活用していただきたいと思いま 記だけでなく、会社法に関する手続 分重くなるものです。司法書士は登 しています。 きについてはかなりの部分をカバ 企業価値が高まれば、 まうものがあります。 登記に直接は関係がなく、 己株式を取得する手続きのように、 しなければそのままになってし 引き出しは多いので、 しかし、後に その意味は随 誰もフォ

になるよう、株価対策なども踏まえ 方のお客様の事業承継や相続が有利 のご依頼をよく受けています。 登記手続きの面からご支援をさ 私は税理士の先生方から、 相続、グループの再編など 先生 事 よい 青沼 か。

ですし、

お題をいただければセ

事務所へのお問い合わせでも

ぜひご相談ください。 取り組んでいければと思いますので、 案できます。税務と法務でタッグを りの場合は、先生方に解決策をご提 せてもらっています。 が、会社法の手続きについてお困 われわれは税務に関しては素人で 一緒にその企業の問題解決に

のル 青沼 ニーズに法律が対応していないこと な役割のひとつです。 る工夫をすることも司法書士の大き があります。そうしたときは、既存 しかし、その工夫ができずに目的 ールを使って似た効果が得られ 登記手続きにおいて、新しい

困りの案件があれば、ご相談いただ きたいと思います。 をしてしまい、後にトラブルに発展 が達成できなかったり、違う手続き したりすることもあります。 ありがとうございます。 もしお

提携をしたい事務所があれば、どの 総合事務所に相談したい、 ような形でご連絡をすればよい あるい です は

事務所のさらなるご発展を祈念して

青沼総合

青沼 日は、大変貴重なお話をいただき、 謝されている証しだと思います。 ありがとうございました。

も可能です。 ミナーのような形で講演をすること 今後の青沼総合事務所の

展

青沼 が、 先生も多いです。もっと司法書士が 誰でもできるものだから、 できれば、この資格で生きてきたも 士の価値を知ってもらうことに貢献 書士に相談してよかった」と言って 士業の先生方や業界の方々に「司法 のではないかと思っています。他の やっている仕事をアピールしてい についてお伺いします。 のとしてとてもうれしいです。 ても一緒」という奥ゆかしい考えの ただける事務所を目指し、司法書 技術を持っているのに、「登記は 多くの企業や士業の先生方に感 司法書士のなかにはとても高 貴事務所のこれまでのご成長 誰がやっ

セミナー講師等派遣のご案内

青沼総合事務所では、ご要望に応じて会計事務所のお客様向けセミナー講師の派遣、個別説明などを行います。 下記までご連絡いただけましたら、ご相談のうえ対応させていただきます。 〈講演可能なテーマ〉

- M&A、組織再編・事業譲渡などの法務実務
- ・新株発行・DES・減資 事業承継の法務手続き
- ・会社の種類、設立、定款の基本的な考え方

種類株式・ストックオプションの法務手続き お申し込み・お問い合わせ: contact.s@a-go.jp

青沼総合事務所:東京都中央区八重洲 1-1-8 八重洲 KT ビル 4F TEL 03-6228-7891

スマートフォンからのお申し込み・お問い合わせはこちらから一



月刊実務経営ニュース 2024.01 月刊実務経営ニュース 2024.01 日本の会計事務所、中小企業にとって本当に役立つことを。

引実務経営ニュース

会計事務所経営専門誌「月刊実務経営ニュース」について

「月刊実務経営ニュース」は、株式会社実務経営サービスが発行している会計事務所向けの経営専門誌です。成長の著しい会計事務所、優れた顧問先支援を実践している税理士を取材・紹介し、会計業界の発展に貢献することを目指しています。おもな読者は全国の会計事務所の所長や職員の皆様です。 (月刊実務経営ニュース編集部)